

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 14 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 16 号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
(学級編制) 第 3 条 [略]	(学級編制) 第 3 条 [略] <u>(高等学校及び中学校における一貫教育)</u> 第 3 条の 2 次の表の左欄に掲げる高等学校については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 87 条の規定に基づき、同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。						
	<table border="1"><thead><tr><th>高等学校</th><th>中学校</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立葛巻高等学校</td><td>葛巻町立葛巻中学校 葛巻町立小屋瀬中学校 葛巻町立江刈中学校</td></tr><tr><td>岩手県立軽米高等学校</td><td>軽米町立軽米中学校 軽米町立笹渡中学校 軽米町立小軽米中学校 軽米町立晴山中学校</td></tr></tbody></table>	高等学校	中学校	岩手県立葛巻高等学校	葛巻町立葛巻中学校 葛巻町立小屋瀬中学校 葛巻町立江刈中学校	岩手県立軽米高等学校	軽米町立軽米中学校 軽米町立笹渡中学校 軽米町立小軽米中学校 軽米町立晴山中学校
高等学校	中学校						
岩手県立葛巻高等学校	葛巻町立葛巻中学校 葛巻町立小屋瀬中学校 葛巻町立江刈中学校						
岩手県立軽米高等学校	軽米町立軽米中学校 軽米町立笹渡中学校 軽米町立小軽米中学校 軽米町立晴山中学校						
(教育指導計画の編成及び授業時数) 第 8 条 [略]	(教育指導計画の編成) 第 8 条 [略] <u>(教育指導計画の協議)</u> 第 8 条の 2 第 3 条の 2 の表の左欄に掲げる高等学校は、教育指導計画を定めるに当たっては、同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる中学校とあらかじめ協議しなければならない。						
第 9 条 [略]	<u>(授業時数)</u> 第 9 条 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。							

第 2 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(高等学校及び中学校における一貫教育)	(高等学校及び中学校における一貫教育) 第 3 条の 2 次の表の左欄に掲げる高等学校については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定に基づき、当該高等学校における教育と同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる中学校における教育を一貫して施すものとする。

第3条の2 [略]

(教育指導計画の協議)

第8条の2 [略]

(職員)

第17条の2 [略]

2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及びその他の職員を置くことがある。

3 [略]

別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編制（第3条関係）

学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程	
		学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数
[略]							
岩手県立盛岡第四高等学校		普通科	23	[略]			
岩手県立盛岡北高等学校		普通科	21	[略]			
[略]							
岩手県立不来方高等学校		普通科	24	[略]			
岩手県立杜陵高等学校				普通科	14	普通科 農業科 生活科 衛生看護科	別に定める。
岩手県立盛岡農業高等学校		生産科 学科	2	[略]			

高等学校	中学校
岩手県立一関第一高等学校	岩手県立一関第一高等学校 附属中学校

第3条の3 [略]

(教育指導計画の協議)

第8条の2 [略]

2 前項の規定は、第3条の3の表の左欄に掲げる高等学校について準用する。

(職員)

第17条の2 [略]

2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及びその他の職員を置くことがある。

3 [略]

別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編制（第3条関係）

学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程	
		学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数
[略]							
岩手県立盛岡第四高等学校		普通科	22	[略]			
岩手県立盛岡北高等学校		普通科	20	[略]			
[略]							
岩手県立不来方高等学校		普通科	23	[略]			
岩手県立杜陵高等学校	本校			普通科	14	普通科 農業科 生活科 衛生看護科	別に定める。
	奥州校			普通科	2	普通科	別に定める。
岩手県立盛岡農業高等学校		生産科 学科	1	[略]			

	農業活用科	<u>2</u>			農業活用科	<u>1</u>		
	植物学科	<u>1</u>			植物学科	<u>2</u>		
	森林学科	<u>2</u>			森林学科	<u>1</u>		
	環境学科	<u>1</u>			環境学科	<u>2</u>		
	動物学科	<u>1</u>			動物学科	<u>2</u>		
	生物工学科	<u>2</u>			生物工学科	<u>1</u>		
	食品学科	3			食品学科	3		
	生活福祉科	<u>2</u>			生活福祉科	<u>1</u>		
	人間学科	<u>1</u>			人間学科	<u>2</u>		
岩手県立盛岡工業高等学校	機械科	3	[略]	岩手県立盛岡工業高等学校	機械科	3	[略]	
	電気科	3			電気科	3		
	電子機械科	3			電子機械科	3		
	電子情報科	3			電子情報科	3		
	工業化学科	3			工業化学科	3		
	土木科	3			土木科	3		
	建築科	<u>2</u>			建築科	<u>1</u>		
	デザイン科	<u>2</u>			デザイン科	<u>1</u>		
	建築・デザイン科	<u>1</u>			建築・デザイン科	<u>2</u>		
岩手県立盛岡商業高等学校	流通ビジネス科	6	[略]	岩手県立盛岡商業高等学校	流通ビジネス科	6	[略]	
	国際ビジネス科	<u>2</u>			国際ビジネス科	<u>1</u>		
	会計ビジネス	6			会計ビジネス	6		

		科 情報ビ ジネス 科	6		
[略]					
岩手県立紫波 総合高等学校		総合学 科	16	[略]	
[略]					
岩手県立大迫 高等学校		普通科	5	[略]	
[略]					
岩手県立黒沢 尻工業高等学 校		[略]	産業科	4	[略]
岩手県立東和 高等学校		普通科 情報科 学科	3 1	[略]	
[略]					
岩手県立水沢 商業高等学校		[略]	商業科	4	[略]
[略]					
岩手県立胆沢 高等学校		普通科	2	[略]	
岩手県立岩谷 堂高等学校		総合学 科	15		
岩手県立岩谷 堂農林高等学 校		生産技 術科 産業工 学科	3 3		
[略]					
岩手県立大東 高等学校		普通科 情報ビ ジネス 科	10 3	[略]	
[略]					
岩手県立高田 高等学校		普通科 情報処 理科 水産技 術科	10 2 2	[略]	

		科 情報ビ ジネス 科	6		
[略]					
岩手県立紫波 総合高等学校		総合学 科	15	[略]	
[略]					
岩手県立大迫 高等学校		普通科	4	[略]	
[略]					
岩手県立黒沢 尻工業高等学 校		[略]	産業科	3	[略]
岩手県立東和 高等学校		普通科	2	[略]	
[略]					
岩手県立水沢 商業高等学校		[略]	商業科	3	[略]
[略]					
岩手県立胆沢 高等学校		普通科	1	[略]	
岩手県立岩谷 堂高等学校		生産技 術科 産業工 学科 総合学 科	2 2 16		
[略]					
岩手県立大東 高等学校		普通科 情報ビ ジネス 科	9 3	[略]	
[略]					
岩手県立高田 高等学校		普通科 情報処 理科 水産技 術科	11 1 1	[略]	

		海洋シ ステム 科	<u>1</u>						
		家政科	<u>2</u>						
[略]									
岩手県立大船 渡東高等学校		農芸科 学科	3	[略]					
		機械科	3						
		電気電 子科	3						
		建設工 学科	<u>2</u>						
		情報処 理科	<u>1</u>						
		食物科	<u>2</u>						
		食物文 化科	<u>1</u>						
[略]									
岩手県立釜石 高等学校		普通科	<u>15</u>	[略]					
		理数科	3						
岩手県立釜石 工業高等学校		機械シ ステム 科	<u>3</u>						
		電子機 械科	<u>2</u>						
		電気電 子科	<u>3</u>						
		土木科	<u>1</u>						
岩手県立釜石 商業高等学校		総合情 報科	<u>6</u>						
岩手県立遠野 高等学校	本校	普通科	<u>13</u>	[略]					
	情報ビ ジネス 校	情報ビ ジネス 科	<u>2</u>	[略]					
[略]									
岩手県立宮古 高等学校		[略]							
	川井校	普通科	<u>2</u>	[略]					
[略]									
岩手県立久慈 高等学校		[略]							
	長内校			普通科	<u>5</u>	[略]			

		海洋シ ステム 科	<u>2</u>						
		家政科	<u>1</u>						
[略]									
岩手県立大船 渡東高等学校		農芸科 学科	3	[略]					
		機械科	3						
		電気電 子科	3						
		建設工 学科	<u>1</u>						
		情報処 理科	<u>2</u>						
		食物科	<u>1</u>						
		食物文 化科	<u>2</u>						
[略]									
岩手県立釜石 高等学校		普通科	<u>13</u>	[略]					
		理数科	3						
岩手県立釜石 商工高等学校		機械科	<u>1</u>						
		機械シ ステム 科	<u>2</u>						
		電子機 械科	<u>3</u>						
		電気電 子科	<u>3</u>						
		総合情 報科	<u>6</u>						
岩手県立遠野 高等学校	本校	普通科	<u>14</u>	[略]					
	情報ビ ジネス 校	情報ビ ジネス 科	<u>1</u>	[略]					
[略]									
岩手県立宮古 高等学校		[略]							
	川井校	普通科	<u>1</u>	[略]					
[略]									
岩手県立久慈 高等学校		[略]							
	長内校			普通科	<u>6</u>	[略]			

	山形校	普通科	<u>2</u>	[略]
岩手県立久慈東高等学校		総合学科	<u>17</u>	[略]
岩手県立久慈工業高等学校		電子機械科	3	[略]
		土木科	<u>1</u>	
		建築科	<u>1</u>	
		建設環境科	<u>4</u>	
[略]				
岩手県立福岡工業高等学校		機械システム科	3	[略]
		電気情報システム科	3	
		都市工学科	<u>1</u>	
岩手県立一戸高等学校		総合学科	<u>11</u>	[略]

備考1 [略]

2 岩手県立東和高等学校の情報科学科、岩手県立釜石北高等学校の普通科、岩手県立釜石工業高等学校の土木科、岩手県立久慈工業高等学校の土木科及び建築科並びに岩手県立福岡工業高等学校の都市工学科については、平成19年度から生徒の募集を停止する。

3 [略]

別表第5（第52条の3関係）

学校名	課程等	学 科
岩手県立杜陵高等学校	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

	山形校	普通科	<u>1</u>	[略]
岩手県立久慈東高等学校		総合学科	<u>16</u>	[略]
岩手県立久慈工業高等学校		電子機械科	3	[略]
		建設環境科	<u>6</u>	
[略]				
岩手県立福岡工業高等学校		機械システム科	3	[略]
		電気情報システム科	3	
岩手県立一戸高等学校		総合学科	<u>10</u>	[略]

備考1 [略]

2 [略]

3 岩手県立黒沢尻工業高等学校の産業科、岩手県立水沢商業高等学校の定時制の課程の商業科、岩手県立岩谷堂高等学校の生産技術科及び産業工学科並びに岩手県立釜石商工高等学校の機械システム科については、平成21年度から生徒の募集を停止する。

別表第5（第52条の3関係）

学校名	区 分	課程等	学 科
岩手県立杜陵高等学校	<u>本校</u>	[略]	

2 岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成 20 年岩手県教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用規定)</p> <p>第 13 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 2 条、第 5 条の 2 から第 13 条まで、第 14 条第 1 項、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条から第 20 条の 3 まで、第 20 条の 7（舎監に関する部分を除く。）、第 20 条の 8 から第 25 条まで、第 35 条第 2 項、第 36 条、第 46 条、第 47 条及び第 49 条から第 51 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、同規則第 47 条中「授業料、入学選考料、入学料、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料」とあるのは「入学選考料」と、同規則第 50 条第 2 項中「退学、停学及び訓告」とあるのは「退学及び訓告」と、同条第 3 項中「退学及び停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第 13 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 2 条、第 5 条の 2 から第 8 条まで、<u>第 9 条</u>から第 13 条まで、第 14 条第 1 項、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条から第 20 条の 3 まで、第 20 条の 7（舎監に関する部分を除く。）、第 20 条の 8 から第 25 条まで、第 35 条第 2 項、第 36 条、第 46 条、第 47 条及び第 49 条から第 51 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、同規則第 47 条中「授業料、入学選考料、入学料、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料」とあるのは「入学選考料」と、同規則第 50 条第 2 項中「退学、停学及び訓告」とあるのは「退学及び訓告」と、同条第 3 項中「退学及び停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	